

事 務 連 絡
令 和 2 年 6 月 23 日

各居宅介護支援事業所 管理者 様
各指定通所介護事業所 管理者 様
各指定地域密着型通所介護事業所 管理者 様
各指定認知症対応型通所介護事業所 管理者 様
各指定通所リハビリテーション事業所 管理者 様
各指定短期入所生活介護 管理者様
各指定短期入所療養介護 管理者様

福岡市保健福祉局高齢社会部事業者指導課長

本市における「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第12報）」等の具体的な運用について（通知）

令和2年6月1日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第12報）」（以下、「第12報」という。）及び令和2年6月15日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第13報）」（以下、「第13報」という。）について、問い合わせの多い事項をまとめましたのでお知らせします。

記

①「利用者からの事前の同意」は文書による必要があるか。

利用者の自己負担額が変更となるため、文書による同意を得てください。

また、第13報に記載のとおり、『説明者氏名・説明内容・説明日および同意日・同意した者の氏名』について記録を残すようにしてください。

②「利用者からの事前の同意」は、いつまでに得る必要があるのか。

第13報に記載のとおり、サービス提供前に説明を行ったうえで同意を得ることが望ましいが、サービス提供前に同意を得ていない場合であっても、給付費請求前までに同意を得られれば当該取り扱いを適用して差し支えありません。

（例）6月分の請求を行う前までに、利用者からの同意が得られれば、6月のすべてのサービス提供について、第12報の取扱いの適用となる。

③事業所内で同意を得られた利用者と得られなかった利用者がある場合、同じサービスを利用していたとしても自己負担額に差が生じるが、同意を得られた利用者のみ第12報の取扱いを適用することで良いか。

お見込みのとおり。（厚労省確認済）

④第12報の取扱いは、令和2年6月提供分からの適用か。

お見込みのとおり。(厚労省確認済)

⑤介護支援専門員との連携について

第12報の取扱いを適用することで、区分支給限度額の超過など他のサービス利用に影響がないか等について、適用前に担当の介護支援専門員と調整してください。また、第12報に記載されている、「Ⅲ 留意事項」に沿った取扱いを行うようにしてください。

⑥区分支給限度額を超過した場合について

第12報の取扱いの適用は、あくまでも区分支給限度額の範囲内で行うものであることから、介護支援専門員との連携の際に区分支給限度額を超過することが判明した場合は、超過分については、全額利用者の自己負担(10割負担)になることを利用者に説明し、文書による同意を得てください。

⑦短期入所系サービス事業所における緊急短期受入加算算定(加算取得なし)の取扱いについて、短期入所生活介護は14日、短期入所療養介護は7日を限度として算定されることとしてよいか。

お見込みのとおり。(厚労省確認済)

⑧短期入所生活介護において長期利用減算が算定されているものについても同様の取扱いとしてよいか。

同様の取扱いとなる。(厚労省確認済)

⑨第12報の取扱いはいつまでか。

現時点で取扱いの終期は未定。(厚労省確認済)

【問い合わせ先】

福岡市 保健福祉局 高齢社会部 事業者指導課

施設指導係 電話：711-4319 FAX：726-3328

在宅指導係 電話：711-4257 FAX：726-3328